

おくやみハンドブック

鴻巣市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

鴻巣市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

鴻巣市役所 048-541-1321 (代表)

もくじ

手続きの流れ	P.2
庁内案内図	P.3
来庁時の持ち物について	P.4
おくやみサポート窓口の案内	P.6
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.7
各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.9
2. 保険に関する手続き	P.10
3. 年金に関する手続き	P.14
4. 介護保険に関する手続き	P.15
5. 高齢福祉に関する手続き	P.16
6. 障がいに関する手続き	P.20
7. 子どもに関する手続き	P.28
8. 税金に関する手続き	P.30
9. 土地に関する手続き	P.34
10. 農業に関する手続き	P.35
11. 上下水道に関する手続き	P.36
12. 市営住宅に関する手続き	P.38
13. 環境に関する手続き	P.39
市役所外の主な手続き	P.40
相続について	P.41
相続登記の義務化について	P.43
その他	P.45
委任状	P.46

※法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、必要書類などが変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

手続きの流れ

鴻巣市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

4、5ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

おくやみサポート窓口の予約 (☎048-541-1321 内線2434)

おくやみサポート窓口をご利用される場合は、6ページの予約方法
にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、
ご予約時にお問い合わせください。



STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。



STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、鴻巣市役所へお越しください。
※個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。



おくやみ手続きナビのご案内

鴻巣市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続き
ナビも作成しております。
約60種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に
答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲー
ションツールです。
ぜひご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



庁内案内図

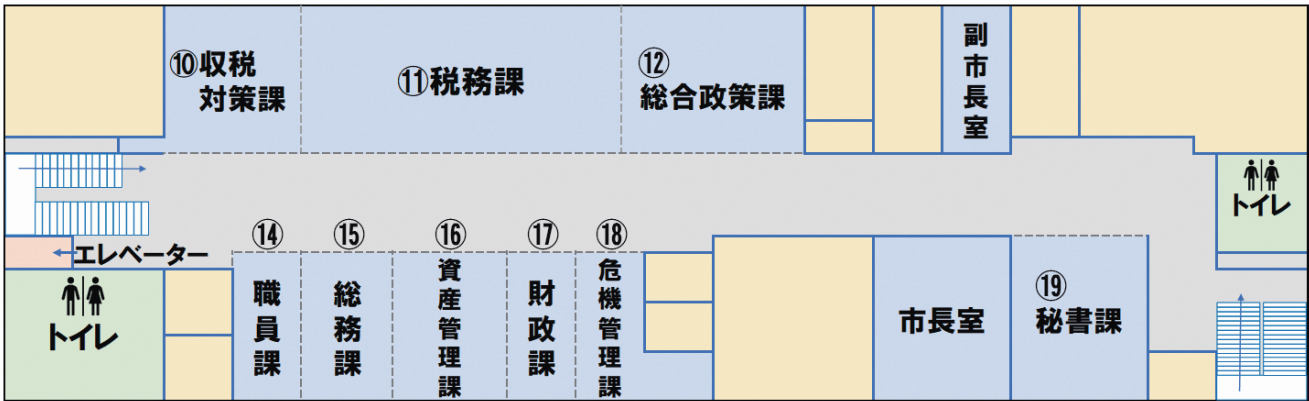
チエックリスト

各種手続き

●新館1階



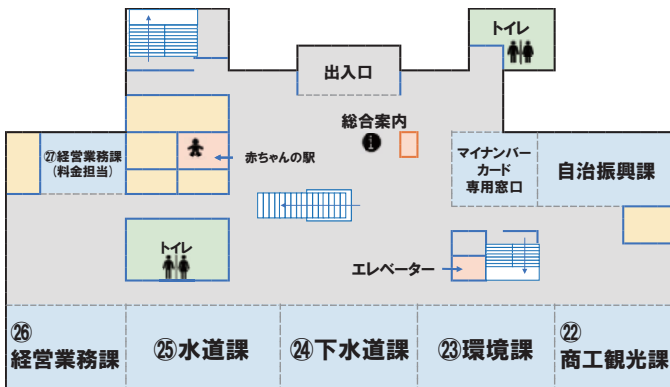
●新館2階



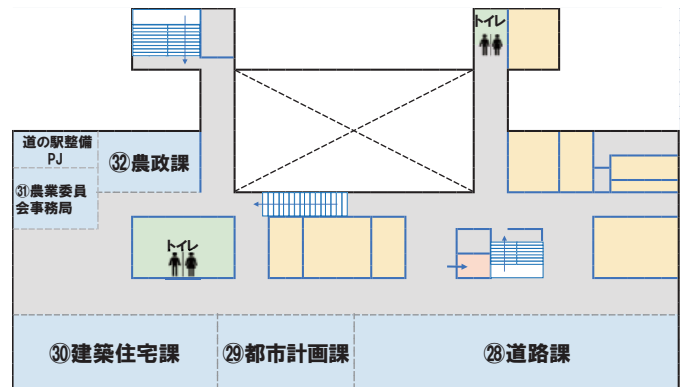
市役所外の主な手続き

相続について

●本庁舎1階



●本庁舎2階



委任状

広告掲載事業者

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類

◆1点で確認できる書類（公的機関が発行する顔写真付きのもの）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書など

◆2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書・介護保険の被保険者証等、医療受給者証、各種年金手帳、学生証など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

認印（※相続人代表及び喪主）

預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

MEMO

亡くなられた方の必要なもの

《市民課》

- 印鑑登録証
- マイナンバーカードまたは通知カード

《国保年金課》

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証

- 葬祭を行った方、亡くなられた方が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。詳細は P.11、12 をご確認ください。

- 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（国民健康保険の方のみ）、特定疾病療養受療証

《介護保険課》

- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証

《障がい福祉課》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者証
- 重度心身障害者医療費受給者証
- 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証
- 福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券

《その他》

- 上記以外にも市役所から交付された証書等がある場合はご持参ください。

おくやみサポート窓口のご案内

鴻巣市では、亡くなられた方に関する市役所内の手続きをご案内する「おくやみサポート窓口」を開設しています。ハンドブックを見ても該当の手続きがわからない方や手続きに不安を感じる方はぜひご利用ください。

おくやみサポート窓口の概要

●利用できる方

死亡時に鴻巣市に住民登録があった方のご遺族

●利用方法（要予約）

申込日を除く、市民課窓口の5開庁日以降の日を電話でご予約いただきます。

●予約枠 1日4枠〈平日のみ〉

- ① 9：15～
- ② 10：30～
- ③ 14：15～
- ④ 15：30～

●開設場所

鴻巣市役所 新館1階（市民課）

※必要に応じて担当課の窓口へご案内する場合があります。



予約方法について

【電話で予約】必要な手続きを調べるため、次のことを聞き取ります。

●亡くなられた方のこと

- ①名前 ②住所 ③生年月日 ④死亡日

●手続きに来られる方のこと

- ①名前 ②住所 ③生年月日 ④故人から見た続柄 ⑤連絡先

【事前にご確認ください】

- 利用にあたっては、聞き取りした情報を関係課で共有することへの同意が必要です。なお、聞き取りした個人情報は、死亡後の遺族の手続き以外に利用することはありません。
- 利用希望日は、申込日を除く5開庁日以降の日で設定してください。



鴻巣市おくやみサポート窓口 市民課内
048-541-1321（内線2434）
平日のみ 午前9時00分～午後4分00分

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯主である	P.9
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っている	P.9
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている	P.10
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している	P.10
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度の保険に加入している	P.12
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給している	P.14
	<input type="checkbox"/>	厚生年金・共済年金等に加入、または受給している	P.14
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けている	P.15
高齢福祉	<input type="checkbox"/>	鴻巣市ひとり歩き高齢者みまもりグッズ等配布事業に登録している	P.16
	<input type="checkbox"/>	各種高齢者手当を受給している	P.16
	<input type="checkbox"/>	在宅サービスを利用している	P.17
	<input type="checkbox"/>	各種機器等のサービスを利用している	P.19
障がい	<input type="checkbox"/>	障害者手帳(身体、療育、精神)を交付されている	P.20
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院医療)を利用して通院している	P.20
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証を交付されている	P.21
	<input type="checkbox"/>	各種手当を受給している	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス等を利用している	P.24
	<input type="checkbox"/>	在宅サービス等を利用している	P.24
	<input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している、または受給権を持っている	P.26

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者または支給対象児童である	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給者、受給者の同居親族もしくは配偶者、支給対象児童である	P.28
	<input type="checkbox"/>	こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている	P.29
税金	<input type="checkbox"/>	市税を口座から引き落としている	P.30
	<input type="checkbox"/>	車両を所有している	P.31
	<input type="checkbox"/>	鴻巣市税を納税している	P.33
	<input type="checkbox"/>	未登記の家屋を所有している	P.33
土地	<input type="checkbox"/>	区画整理事業地内の土地を所有している	P.34
農業	<input type="checkbox"/>	農地を所有している	P.35
	<input type="checkbox"/>	農家基本台帳で農業経営主となっている	P.35
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給している	P.36
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道・下水道の契約者である	P.36
	<input type="checkbox"/>	井戸を使用している	P.37
	<input type="checkbox"/>	農業集落排水処理施設を使用している	P.37
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中である	P.37
住 市 宅 営	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居している	P.38
環境	<input type="checkbox"/>	飼い犬の所有者である	P.39
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りを行っている世帯である	P.39
	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集事業実施対象者である	P.39

1. 住民登録に関する手続き

3人以上の世帯主である

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主の場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いる場合に必要な手続きです。	14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の世帯員
手続き場所	問い合わせ先
市民課【新館①番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	市民課【新館①番】 内線 2433
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の方が届け出る場合）	

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っている

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。不要になったカードは、市役所へ返納いただけます。（任意） ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返納後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所	問い合わせ先
市民課【新館①番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	市民課【新館①番】 内線 2852
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

印鑑登録をしている

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却またはご自宅等で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所	問い合わせ先
市民課【新館①番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	市民課【新館①番】 内線 2433
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入している

手続き① 資格喪失の届出・世帯主変更（故人が世帯主の場合）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所	問い合わせ先
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	国保年金課【新館②番】 内線 2653
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 資格確認書（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カード	

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入している

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
手続き場所	手続き可能な人
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	葬祭を行った方(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方がわかるもの(会葬礼状もしくは葬儀代の領収書など)	国保年金課【新館②番】 内線 2655

手続き③ 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主の場合、納税通知書などを受け取る方を指定する届出です。	なし
手続き場所	手続き可能な人
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	国保年金課【新館②番】 内線 2653

手続き④ 還付先口座の登録

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の還付金が発生した場合、相続人代表者の振込み口座を指定してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座がわかるもの	国保年金課【新館②番】 内線 2653

後期高齢者医療制度の保険に加入している

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、亡くなられた時点で有効な資格確認書を回収しています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所	問い合わせ先
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	国保年金課【新館②番】 内線 2662
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
埼玉県後期高齢者医療広域連合より葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方（喪主）
手続き場所	問い合わせ先
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	国保年金課【新館②番】 内線 2662
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭を行った証明書類（会葬礼状、故人の名前が記載されている領収書の原本） ※故人の名前が記載されていない火葬の領収書の場合、併せて使用許可が必要です。 ※上記の他、委任状などの書類が必要になる場合がありますので、担当までお問い合わせください。	

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療制度の保険に加入している

手続き③ 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療に係る通知書や保険料の還付金などを受け取る方を指定する届出です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人の方
手続き場所	問い合わせ先
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	国保年金課【新館②番】 内線 2662
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の認印、振込先口座、届出人の本人確認書類	

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給している

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
年金の加入状況等により手続きが異なりますので、担当課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
手続き場所	問い合わせ先
国保年金課【新館②番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	国保年金課【新館②番】 内線 2437
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書または年金手帳 ※年金の加入中か受給中か、請求者の状況（続柄や生計同一関係）、世帯の状況、加入期間等により手続きの種類、必要書類が異なります。 ※年金事務所等へのご案内になることがあります。	

厚生年金・共済年金等に加入、または受給している

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
年金の加入状況等により手続きが異なりますので、お近くの年金事務所または共済組合までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
手続き場所	問い合わせ先
各共済組合 年金事務所	各共済組合 【大宮年金事務所】 住所：さいたま市北区宮原町 4-19-9 電話：048-652-3399 【熊谷年金事務所】 住所：熊谷市桜木町 1-93 電話：048-522-5012
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書または年金手帳 ※その他の必要なものについては、お問い合わせの際にご確認ください。 ※国民年金の加入があった方も含みます。	

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けている

手続き① 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、介護保険被保険者証等を返却してください。	なし
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 負担割合証（お持ちの方のみ）	介護保険課【新館③番】 内線 2679、2675、2673

手続き② 介護保険料等の精算・給付口座の変更

手続き詳細	期 限
介護保険に係る通知書の送付先及び還付金等が発生した際の振込先を届け出てください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの）	介護保険課【新館③番】 内線 2679、2675、2673

手続き③ 介護保険認定申請の取下げ

手続き詳細	期 限
要介護（支援）認定申請中の方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 認定調査を受ける前に亡くなられた方 介護保険サービスを利用しなかった方 認定の有効期限内に亡くなられた方 	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの）	介護保険課【新館③番】 内線 2677、2676

5. 高齢福祉に関する手続き

鴻巣市ひとり歩き高齢者みまもりグッズ等配布事業に登録している

手続き 鴻巣市ひとり歩き高齢者みまもりグッズ等配布事業の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がグッズの配布を受けていた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672

各種高齢者手当を受給している

手続き① 重度要介護高齢者手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672

手続き② 在宅要援護高齢者介護者手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672

5. 高齢福祉に関する手続き

在宅サービスを利用している

手続き① 重度要介護高齢者紙おむつ等支給

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。 ※現物宅配を利用されている方は業者への宅配停止の連絡をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 現金給付の場合、相続人の振込先口座がわかるもの	

手続き② 在宅高齢者等配食サービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。 ※業者への宅配停止の連絡をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

MEMO

手続き③

重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業
重度要介護高齢者等訪問理容・美容サービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672

手続き④

外出支援サービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 外出支援サービス利用者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672

MEMO

5. 高齢福祉に関する手続き

各種機器等のサービスを利用している

手続き① 高齢者あんしんみまもりサービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。また、貸与されていた装置（緊急通報装置、ペンダント型無線発信機及びその他見守り機器）を業者に返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き② 徘徊高齢者等探索サービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が徘徊高齢者等探索サービスを利用していた場合、資格喪失届を提出してください。また、貸与されていた位置探索端末機を業者に返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き③ 老人福祉電話の加入権

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具給付等事業の老人福祉電話を利用していた場合、貸与されていた老人福祉電話の権利を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
介護保険課【新館③番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	介護保険課【新館③番】 内線 2686、2672
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

6. 障がいに関する手続き

障害者手帳（身体、療育、精神）を交付されている

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者手帳（身体、療育、精神）をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678（身体・療育） 内線 2671（精神）
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害者手帳（身体、療育、精神）	

自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）を利用して通院している

手続き 自立支援医療受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2671
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）	

MEMO

6. 障がいに関する手続き

重度心身障害者医療費受給者証を交付されている

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

各種手当を受給している

手続き ① 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き② 難病患者手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 指定難病登録者証…埼玉県にも手続き（返納）が必要です。 <input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き③ 在宅重度心身障害者手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. 障がいに関する手続き

各種手当を受給している

手続き④ 在宅重度障害者介護者手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

手続き⑤ 特別児童扶養手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678
必要なもの	
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 死亡の記載がなされた戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	
【新たに養育する方が手当を請求できる場合】 <input type="checkbox"/> 請求者及び児童の戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 請求者及び児童の属する世帯全員の住民票(市内在住の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 請求者の振込先口座の通帳のコピー <input type="checkbox"/> 請求者、児童、扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

障害福祉サービス等を利用している

手続き 障害福祉サービス等受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービス、障害児通所サービスの受給者証を所持していた場合、受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2619
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証	

在宅サービス等を利用している

手続き ① 障害者紙おむつ

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者紙おむつを受給している場合、資格喪失届を提出してください。 ※現物宅配を利用されている方は、業者への宅配停止の連絡をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

MEMO

6. 障がいに関する手続き

在宅サービス等を利用している

手続き② 訪問入浴サービス、訪問理容・美容サービス

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が訪問入浴サービス事業、訪問理容・美容サービス事業を利用している場合、訪問入浴サービス利用変更(中止)届、訪問理容・美容サービス異動(喪失)届出書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2678
必要なもの	
なし	

手続き③ 福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を所持していた場合、利用資格喪失(申請事項変更)届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> 自動車燃料費助成券	

MEMO

手続き④ 日常生活用具（ストマ装具・紙おむつ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具（ストマ装具・紙おむつ）の給付を受けている場合、業者への利用停止の連絡をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2671
必要なもの	
なし	

埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している、または受給権を持っている

手続き① 埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者が障がい者の生存中に死亡した場合、年金が支給されますので、請求書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 扶養共済年金受給権者（障がい者） または年金管理者
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 死亡診断書もしくは死体検案書またはこれに代わる書類（原本に相違ないことを証明する。という文言の記載、証明日の記載及び病院の証明印が必須） <input type="checkbox"/> 加入者の死亡がわかる住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 障がい者（年金受給権者）の住民票の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

6. 障がいに関する手続き

埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している、または受給権を持っている

手続き② 埼玉県心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求

手続き詳細	期 限
埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者が1年以上加入した後、加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、または加入者と障がい者が同時に死亡した場合は弔慰金が支給されますので、請求書を提出してください。	速やかに 手続き可能な人 加入者またはご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 障がい者の死亡がわかる住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 加入者名義の振込口座がわかるもの	

手続き③ 埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金受給権者の死亡・障害届提出

手続き詳細	期 限
埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金受給者（障がい者）が死亡した場合、死亡・障害届を提出してください。	速やかに 手続き可能な人 年金管理者または年金受給者（障がい者）の遺産相続人
手続き場所	問い合わせ先
障がい福祉課【新館④番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	障がい福祉課【新館④番】 内線 2617
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 年金受給権者の住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	

7. 子どもに関する手続き

児童手当の受給者または支給対象児童である

手続き 児童手当の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の受給者（児童の保護者）または支給対象者（児童）の場合、消滅届または額改定届の手続きをしてください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
手続き場所	問い合わせ先
子育て支援課【新館⑦番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	子育て支援課【新館⑦番】 内線 2636・2637・2638
必要なもの	
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 児童名義の振込先口座がわかるもの	【新たに養育する方が手当を請求できる場合】 <input type="checkbox"/> 養育する方名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類

児童扶養手当の受給者、受給者の同居親族もしくは配偶者、支給対象児童である

手続き 児童扶養手当の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の受給者（児童の保護者）または支給対象者（児童）の場合、資格喪失の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
子育て支援課【新館⑦番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	子育て支援課【新館⑦番】 内線 2636・2637・2638
必要なもの	
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 児童名義の振込先口座がわかるもの	【新たに養育する方が手当を請求できる場合】 <input type="checkbox"/> 請求者及び児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 養育する方名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※その他養育状況により必要となる書類がありますので事前に担当までお問い合わせください。

7. 子どもに関する手続き

こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている

手続き こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がこどもの医療費・ひとり親家庭等医療費の支給対象者（児童）または受給者（児童の保護者）の場合、資格喪失の手続きをしてください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
子育て支援課【新館⑦番】 吹上支所【福祉グループ】 川里支所【福祉グループ】	子育て支援課【新館⑦番】 内線 2636・2637・2638
必要なもの	
【支給対象者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	【新たに養育する方が受給者となる場合】 <input type="checkbox"/> 養育する方と児童の資格確認書または健康保険加入情報 <input type="checkbox"/> 養育する方名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. 税金に関する手続き

市税を口座から引き落としている

手続き 市税の口座振替変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税を口座振替していた場合、口座振替の変更または廃止の届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
手続き場所	問い合わせ先
収税対策課【新館⑩番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	収税対策課【新館⑩番】 内線 2268・2269
必要なもの	
【変更手続きの場合】	
<input type="checkbox"/> 新たに指定する金融機関の預金通帳	
<input type="checkbox"/> 通帳届出印	
<input type="checkbox"/> キャッシュカード	
※ペイジー口座振替受付サービス利用可能金融機関であればキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）で変更の手続きができます。利用可能な金融機関について市ホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。	
【廃止手続きの場合】	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. 税金に関する手続き

車両を所有している

手続き 車両の登録変更 ①

手続き詳細

亡くなられた方が原動機付自転車・小型特殊自動車の車両（鴻巣市ナンバー）を所有している場合、名義変更または廃車の届出をしてください。

期 限

毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。お早めに名義変更または廃車の手続きをお願いいたします。

手続き可能な人

①相続人 ②その他の方

※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更、廃車に関する委任状が必要になります。

手続き場所

税務課【新館⑪番】 吹上支所【市民グループ】
川里支所【地域グループ】

問い合わせ先

税務課【新館⑪番】
内線 2252、2253

必要なもの

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合） | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（相続人が亡くなられた方と別世帯の場合） |
| <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 | <input type="checkbox"/> 委任状（相続人以外の方が手続きする場合） |
| <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 | |

MEMO

8. 税金に関する手続き

鴻巣市税を納税している

手続き 市税の相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が課税されている場合、納税通知書等の書類を受け取る代表者を法定相続人の中から指定するための届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
手続き場所	問い合わせ先
税務課【新館⑪番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	税務課【新館⑪番】 内線 2254～2257、 2261～2265
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の認印 ※相続人の住所を記入していただく箇所がありますので、相続人全員の住所を把握したうえで 来庁ください。 ※この届出は相続する資産の所有権や相続割合等を確定するものではありません。 ※代表者のみが納税義務を負うものではありません。 ※固定資産税・都市計画税は賦課期日（1月1日）の所有者に納税義務が発生するため、相続登記を賦課期日以降に行った場合も提出してください。	

未登記の家屋を所有している

手続き 未登記家屋所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が登記されていない家屋を所有していた場合、課税台帳の所有者を新たな所有者に変更するための届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
手続き場所	問い合わせ先
税務課【新館⑪番】 吹上支所【市民グループ】 川里支所【地域グループ】	税務課【新館⑪番】 内線 2263～2265
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 新たに所有者となる方の認印 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し（お持ちの場合） <input type="checkbox"/> 遺言書の写し（遺贈の場合）	

9. 土地に関する手続き

区画整理事業地内の土地を所有している

手続き① 代表者選任届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が区画整理事業地内に土地を所有している場合、相続登記が完了するまでの代表者を選任するための届出をしてください。 ※広田中央特定土地区画整理事業地内の土地については、換地処分の公告後は必要ありません。	なし
	手続き可能な人 相続人
手続き場所	問い合わせ先
市街地整備課 北新宿第二土地区画整理事務所 広田中央特定土地区画整理事務所 鴻巣市吹上富士見1-1-1 (吹上支所第2棟)	市街地整備課 北新宿第二土地区画整理事務所 広田中央特定土地区画整理事務所 鴻巣市吹上富士見 1-1-1 (吹上支所第2棟) ☎ 048-548-8291
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人全員の実印 <input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (相続関係が確認できるもの)	

手続き② 権利等の異動届書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が区画整理事業地内に土地を所有している場合、相続登記が完了した後に届出をしてください。 ※広田中央特定土地区画整理事業地内の土地については、換地処分の公告後は必要ありません。	相続登記が完了した後、速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所	問い合わせ先
市街地整備課 北新宿第二土地区画整理事務所 広田中央特定土地区画整理事務所 鴻巣市吹上富士見1-1-1 (吹上支所第2棟)	市街地整備課 北新宿第二土地区画整理事務所 広田中央特定土地区画整理事務所 鴻巣市吹上富士見 1-1-1 (吹上支所第2棟) ☎ 048-548-8291
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 権利異動後の全部事項証明書 (土地のみ) ※証明書は原本提出のこと	

10. 農業に関する手続き

農地を所有している

手続き 農地所有者の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有しており、相続人が農地の権利を新たに取得した場合は、届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人またはその代理人
手続き場所	問い合わせ先
農業委員会事務局【本庁舎 ^③ 1番】	農業委員会事務局【本庁舎 ^③ 1番】 内線 3130、3139
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 委任状（本人以外の届出の場合）	

農家基本台帳で農業経営主となっている

手続き 名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農家基本台帳の農業経営主の場合は、変更の届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	新経営主となる方またはその代理人
手続き場所	問い合わせ先
農業委員会事務局【本庁舎 ^③ 1番】	農業委員会事務局【本庁舎 ^③ 1番】 内線 3130、3139
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新経営主の認印 <input type="checkbox"/> 委任状（新経営主以外の届出の場合） <input type="checkbox"/> 新経営主と亡くなられた方の関係がわかるもの（戸籍謄本または遺産分割協議書）	

農業者年金を受給している

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農業者年金を受給していた場合、農協に死亡届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
手続き場所	問い合わせ先
お近くの農協	農業委員会事務局【本庁舎 ^{③①} 番】 内線 3130、3139 お近くの農協
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 受給者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 受給者とご遺族の続柄を確認できる戸籍謄本（全部事項証明） <input type="checkbox"/> 同一生計証明もしくは非同一生計証明 <input type="checkbox"/> 農業者年金証書（なければ紛失届）	

11. 上下水道に関する手続き

上水道・下水道の契約者である

手続き 上下水道の名義変更、中止等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が上下水道契約者で、継続して使用する場合は契約者を変更する届出、使用しない場合は中止等の届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族、または同居者の方
手続き場所	問い合わせ先
経営業務課【本庁舎 ^{②⑦} 番】	経営業務課【本庁舎 ^{②⑦} 番】 ☎ 048-577-8131
必要なもの	
問い合わせ先にご確認ください。	

11. 上下水道に関する手続き

井戸を使用している

手続き 井戸を使用している世帯の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が井戸水使用世帯の場合、使用料を世帯内人数から算出しているため、人数の変更の届出または中止の届出をしてください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
経營業務課【本庁舎②⑦番】	ご親族、または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	経營業務課【本庁舎②⑦番】 ☎ 048-577-8131

農業集落排水処理施設を使用している

手続き 農業集落排水処理施設を使用している方の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農業集落排水処理施設を使用している場合、使用料を世帯内人数から算出しているため、人数の変更の届出または中止の届出をしてください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
経營業務課【本庁舎②⑦番】	ご親族、または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	経營業務課【本庁舎②⑦番】 ☎ 048-577-8131

下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中である

手続き 下水道事業受益者の変更または納付管理人の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が下水道事業受益者負担金を納付中や猶予中の場合は、受益者の変更または納付管理人の届出をしてください。	速やかに
手続き場所	手続き可能な人
経營業務課【本庁舎②⑥番】	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	経營業務課【本庁舎②⑥番】 内線 3192

12. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居している

手続き 入居承継申請等の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居権利者の方以外が亡くなられた場合 市営住宅入居世帯異動の届出 (2) 入居権利者が亡くなられ、同居されている方がいる場合 市営住宅入居権利者地位承継承認の申請 ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 (3) 入居権利者が亡くなられ、同居されている方がいない場合 市営住宅明渡しの届出	速やかに
	手続き可能な人 ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
建築住宅課【本庁舎 ^{③〇} 】	建築住宅課【本庁舎 ^{③〇} 】 内線 3263
必要なもの	
(1) 市営住宅入居世帯異動の届出 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の確認書類（住民票の除票・戸籍謄本・死亡診断書など）	
(2) 市営住宅入居権利者地位承継承認の申請 <input type="checkbox"/> 新入居権利者のマイナンバーカードまたは通知カード <input type="checkbox"/> 新入居権利者の本人確認書類	
(3) 市営住宅明渡しの届出 <input type="checkbox"/> 問い合わせにご確認ください。	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

13. 環境に関する手続き

飼い犬の所有者である

手続き 犬の登録事項変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の飼い主で、所有者などの登録事項の変更が生じた場合、犬の登録事項変更の届出をしてください。 ※吹上・川里支所でも手続きできます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
環境課【本庁舎⑳番】	環境課【本庁舎⑳番】 内線 3125
必要なもの	
なし	

し尿くみ取りを行っている世帯である

手続き し尿くみ取りカードの変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取りを行っている世帯員の場合、世帯主・人員・料金の変更または廃止の申請をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
環境課【本庁舎⑳番】	環境課【本庁舎⑳番】 内線 3121
必要なもの	
<input type="checkbox"/> し尿くみ取りカード	

ふれあい収集事業実施対象者である

手続き ふれあい収集事業廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がふれあい収集事業の実施対象者の場合、ふれあい収集事業の廃止について環境課へ連絡してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族の方
手続き場所	問い合わせ先
環境課【本庁舎⑳番】	環境課【本庁舎⑳番】 内線 3121
必要なもの	
なし	

市役所外の主な手続き

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
生命保険	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
預貯金口座	<input type="checkbox"/>	口座解凍手続き	各金融機関等
株式	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車	<input type="checkbox"/>	自動車税に関すること	自動車税コールセンター ☎0570-012-229
	<input type="checkbox"/>	名義変更等に関すること	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
二輪(125CC超) 及び軽四輪	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車	二輪(125CC超): 関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
	<input type="checkbox"/>		軽四輪:軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112
国税関係	<input type="checkbox"/>	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	上尾税務署 ☎048-770-1800
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立て	さいたま家庭裁判所 ☎048-863-8844
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等相続登記 なお、令和6年4月1日から 相続登記が義務化されまし た。	さいたま地方法務局 鴻巣出張所 ☎048-541-0776
固定電話・携帯電話 インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス料金	<input type="checkbox"/>	名義変更、停止	
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	NHKさいたま西営業センター ☎0120-15-1515
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約手続き	各カード会社
パスポート	<input type="checkbox"/>	返納手続き	鴻巣市パスポートセンター ☎048-577-3948

チェックリスト

各種手続き

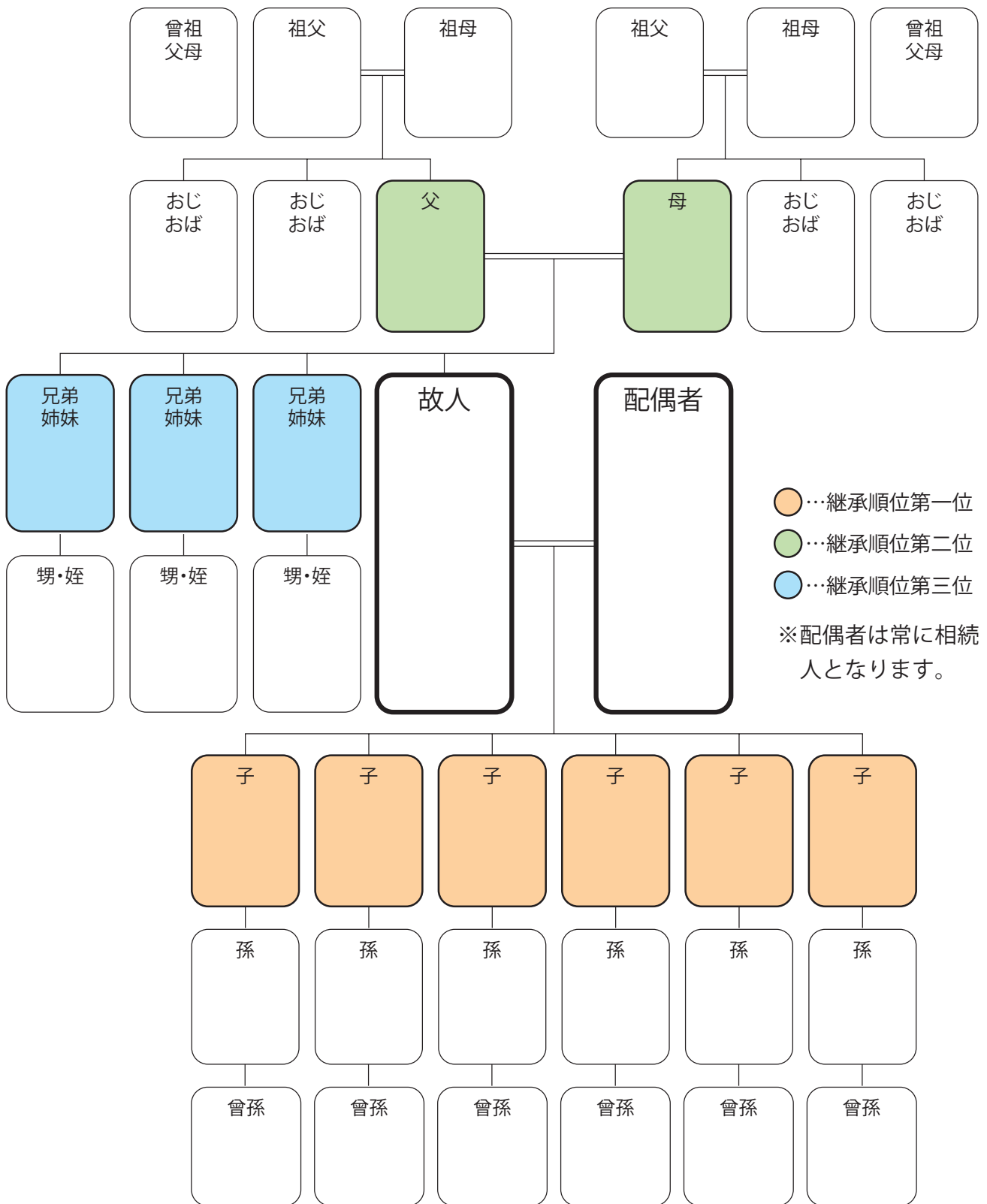
市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年4月1日から

相続登記が 義務化されました!

新制度についての詳細は



こちらから

- 相続した土地・建物の相続登記をしましょう
- 相続の際、遺産分割をきちんと済ませましょう
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記について、専門家への相談もご検討ください

※正当な理由がないのに義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります。

不動産登記推進
イメージキャラクター「トウキツネ」



お問い合わせ

さいたま地方法務局不動産登記部門

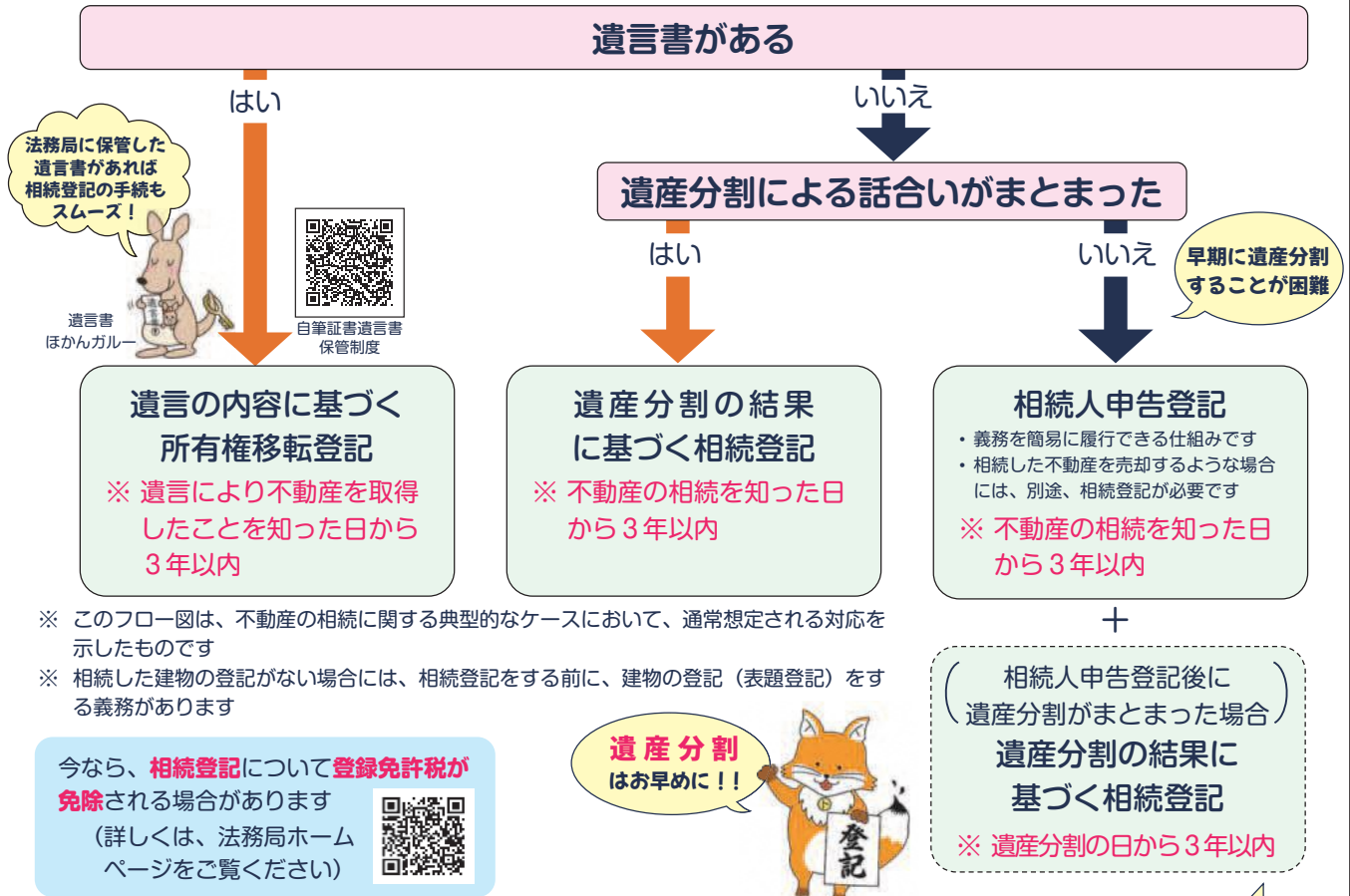
〒338-8513 さいたま市中央区下落合五丁目12番1号(さいたま第2法務総合庁舎)

TEL:048-851-1000(代表)

※自動音声で案内しますので、ガイダンスに従い、「2番 不動産登記、法定相続証明制度に関するお問い合わせ」を選択してください。

不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
はこちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士会連合会のホームページ（表示に関する登記のご案内）



(1) 市内の空き家等を相続される方

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。売買や賃貸をする際にも、名義変更されていないと契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

また、住宅は使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をした場合、損害賠償を問われることがあります。また、倒壊のおそれがある等周辺環境に著しく悪影響を及ぼしていると認められる場合、固定資産税に対する住宅用地特例が適用されなくなることもあります。〈担当 建築住宅課〉

空き家等に関する売買、賃貸、管理、有効利用等に関する相談は下記2団体で受けられます。

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部 ☎ 048-778-3030

(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部 ☎ 048-866-5225

(2) 大切な人を亡くした方の相談

【鴻巣市健康づくり課】

●こころの健康相談（予約制）

様々な心の悩みに対し、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等が個別で相談をお受けします。

保健センター：048-543-1561

〈平日 8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始を除く）〉

【埼玉いのちの電話】

相談電話：048-645-4343 〈24時間365日受付〉

【自殺予防いのちの電話】

フリーダイヤル：0120-783-556 〈毎日（16時～21時まで）〉

〈毎月10日（8時～翌日8時）〉

【埼玉県立精神保健福祉センター】

●自死遺族に対する相談（予約制）

電話：048-723-6811 相談予約へ

〈平日 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）〉

【NPO 法人全国自死遺族総合支援センター（グリーフサポートリンク）】

●自死遺族のための電話相談

電話：03-3261-4350 〈木曜日・日曜日 12時～18時（祝日除く）〉

●遺族のつどい～わかちあいの会

詳しくはホームページをご覧ください <https://www.izoku-center.or.jp/wakachiai/>

※コピーしてお使いください

委任状

年 月 日

代理人 住所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

※委任内容は具体的にご記入ください。

<良い例> 「〇〇の続柄・本籍が記載された世帯全員の住民票1通の請求」
「〇〇の出生から死亡までの戸籍謄本各2通の請求」
「〇〇の印鑑登録の手続き」 「〇〇の印鑑登録証受け取りの手続き」
「〇〇の住所変更の手続き」
<悪い例> 「住民票請求手続き」・・・部数の指定がないため複数部の交付はできません。
また、続柄及び本籍の有無の指定がないため、それらを記載した住民票の写しの交付はできません。
「戸籍謄本の交付」・・・どの戸籍かの指定がないため、現在の戸籍以外は交付できません。
また、戸籍附票（住所の変遷が記載されたもの）は種類が異なるため交付できません。
「住民票に関する一切の手続き」・・・具体的な手続きが記載されていません。
住民票の写しが必要な場合、「請求」や「交付申請」と明記してください。

委任者 住所

氏 名 (印)

生年月日 大・昭・平・西暦 年 月 日

電話番号 _____

※委任者本人が全ての内容を記入してください。なお、内容に不備がある場合、受付できない場合があります。

※印鑑登録申請の手続き及び印鑑登録証の受領の手続きを委任する場合、委任者の署名欄には必ず登録する印鑑で捺印してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

キリトリ線

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

完全事前予約制

こんなお悩みはありませんか？お気軽にご相談いただけます！

相続対策

生前贈与

遺言信託

財産活用

事業継承

資産活用

さいしん彩りプラザ・ローンセンターでは、お客さまのさまざまな課題解決のご相談を承ります。

将来に備えた安心から暮らしを豊かにするサポートまで、一人ひとりの悩みや不安にしっかりと耳を傾け、ベストなご提案で応援します。

当金庫とお取引のない方も、お気軽にぜひご来店・ご相談ください。

埼玉縣信用金庫

彩りプラザ鴻巣 鴻巣ローンセンター

☎048-541-7831

営業時間 月～土 9:00～17:00

〒365-0038 鴻巣市本町 4-9-16 鴻巣支店 2F



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



**後悔しないための
お墓探しハンドブック**

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく**全員無料**でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更場合があります。 ※一冊につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。 ※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。 お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

相続無料相談開催中！

お手続き・お悩み解決の安心窓口！

無料相談 受付中

受付8時～21時 土、日、祝日対応

お気軽にお電話下さい。☎ **048-782-9446**

このような場合はお気軽に無料相談を！

- ◆ 相続手続きはどこに頼めば良いの？
- ◆ 相続手続きは何から始めれば良いの？
- ◆ 相続手続きをすべて任せたい
- ◆ 銀行から戸籍の提出を求められている
- ◆ 遺産分割協議書が必要
- ◆ 相続手続きや相続対策の相談がしたい



当事務所が窓口となって解決のお手伝いをします！
 まずは、お悩みやお困りごとをお聞かせ下さい。

- ★ 地域密着の行政書士が親切丁寧なご対応！
- ★ 最善の方法をご提案します！
- ★ 必要なお手続きをフルサポートします！



戸籍の収集・遺産分割協議書作成・預貯金の相続手続き
 不動産の名義変更（提携司法書士）相続税（提携税理士）
 公正証書遺言作成サポート **その他、必要な各種手続き**

安心のお会計

ご相談後に概算費用をお伝えし、
 ご依頼頂くまで費用はかかりません。

白幡行政書士事務所
相続・遺言サポートセンター

☎ **ご相談のみでも大歓迎です**



埼玉県行政書士会
 上尾支部所属
 代表：白幡 武悟



相談のご予約・お問い合わせはこちら
048-782-9446

営業時間／8:00～21:00

土・日・祝（要予約）

<https://www.shirahatagsj.com>

E-mail: ageo@shirahatagsj.com

便利屋はーと24にお任せください!

まずはお気軽にご相談ください!

様々な品を
幅広く買取

供養も
対応可能

※提携事業者と連携して行っております。

経験豊富な
スタッフが
丁寧に対応

365日
対応可能



あなたの困ったを 解決します

お見積り
無料!

日時指定
即日対応

OK!

生前整理
遺品整理

OK!

特殊清掃

OK!

ゴミ屋敷の
お片付け

OK!

地域に愛される
便利屋を目指して

愛を込めて
手伝います



株式会社はーと

〒344-0136 埼玉県春日部市倉常 317-1

お問合せ先

受付時間 9:00-19:00

遺品整理士 一般財団法人遺品整理士認定協会
古物商許可証 埼玉県 第431260040389号

☎ 0120-810-242 / 048-878-9277



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続税の申告は お任せください



何をどのように進めればいいの？

税金はどのくらいかかるの？

財産の分け方はどうしたらいい？

二次相続の対策は？



突然訪れる様々なお悩みにも
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

豊富な
実績

他士業
との
スムーズな
連携

今後の
対策の
相談

相続は
分割が
大事！

＼ お気軽にお電話ください ／

保科美那子税理士事務所

〒365-0031 鴻巣市ひばり野2丁目17-4
関東信越税理士会上尾支部所属 税理士 保科美那子
URL : <https://www.kaikei-home.com/hoshina/>

TEL : 048-543-7606



\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額 **4.5** 万円~ **決まった金額だから安心！**

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 鴻巣市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年5月

